

公正取引委員会委員長の10年を振り返って

M&Aやビジネスのグローバル化が加速する中で、独占禁止法等による規制は、ビジネス上のリスクともなり得るものだ。企業経営者は規制とどのように向き合うべきなのか。公正取引委員会を「吠えない番犬」から「戦う公取委」に変容させたといわれる、竹島一彦公正取引委員会委員長（開催時）が、10年にわたる任期を振り返り、現代における規制とビジネスのあり方を語った。



講演：竹島一彦氏

● 公正取引委員会 委員長（開催時）

1965年東京大学経済学部卒業後、大蔵省入省。69年米国ジョンズ・ホプキンス大学博士課程修了。同省主計局次長、経済企画庁長官官房長、国税庁長官、内閣官房内閣内政審議室長、内閣官房副長官補を経て、2002年7月より公正取引委員会委員長を務めた（2012年9月26日に退任）。

公正な市場の確保が 新陳代謝を促進する

公正取引委員会（以下、公取委）委員長を拝命して10年、最も意義を感じたのは、平成17年（2005年）の独占禁止法（以下、独禁法）改正である。

従来まで、日本の独禁法は「弱い法」と言われてきた。課徴金をはじめとしたペナルティは甘く、そもそも摘発もしない。規制の厳しい欧米とは実に対照的で、日本では建設談合やカルテルが長年放置され続けてきた。

これに一石を投じたのが、平成17年の改正であった。課徴金算定率を引き上げ、違反者に対して「不当利得の剝奪」以上の金銭的制裁を科すことが可能となった。一方で同改正では、不正にかかわったことを自己申告した企業については課徴金等を減免する「リニエーション制度」も導入された。導入当初より大企業をはじめ多数の申告があり、うれしい誤算でもあった。

この改正以後、カルテル・談合は許されないという環境が日本でも徐々に整い、企業は「カルテルを結んでもリスクばかりが高くてメリットはない」と考え、選択と集中を志向し始めた。

このように、公正な市場の中で良い意味での市場原理が働き、新陳代謝が促進されることにより日本の生産性は高まっていくのである。

グローバル時代に対応した 企業結合審査のあり方

最近の動きという点では、企業結合に触れたい。真の意味で効率性を向上させるための結合を、公取委が否定する理由はもちろんない。しかし一時、韓国企業を範とする企業結合モデルがもてはやされ、「公取委は審査基準を緩めよ」との声が上がった。

企業結合を重ね巨大化した韓国企業は、国内では各業種で一社が独占状態となる一方で、海外事業では廉価で販売する。国内でもうけ、国外で安く売ることこの形態は、ダンピングに当たるのではないかという疑念を抱かざるを得ない。

そうした企業結合を、公取委が積極的に支援する必要性を私は感じない。カルテル・独占体制によってしか維持できない製品や企業は、社会に求められていないと考えるべきである。

企業結合は今、グローバルに、大規模に行われる時代となっている。これ

に合わせ、各国の独占禁止規制もコンバージェンス（収斂）されなくてはならない。

公取委は、01年に発足した国際競争ネットワーク（ICN）に発足当時から参加しており、ICNは現在108カ国・地域の123当局（8月31日現在）が参加する組織となっている。そこでは、企業結合を審査する際、何を注視しどのような手続きをとるべきか、またレメディー（問題解消措置：M&A等により生じる独禁法上の問題を解消するために当事企業が講じる一定の適切な処置）をどう考えるべきか、といった議論を重ねている。特に日米欧が同じ物差しで審査する枠組みができつつあり、日本は独自の基準で審査をしているわけではない点を理解いただきたい。

消費増税により懸念される 「優越的地位の濫用」

独禁法は、四つの事項を規制する法律である。一つ目はカルテル・談合、二つ目は私的独占、三つ目は不正な取引方法、四つ目が企業結合である。

このうち、日本特有ともいえる規制対象が不正な取引方法である。典型的なものの一つが、「優越的地位の濫用」

である。これは、欧米で規制される「市場支配的地位の濫用」とは異なる。すなわち、納入業者対大規模量販店のような力関係の中で生じる、不当な商品・役務の提供などである。強い者が弱い者をいじめるこうした実態は、現在もお横行している。

不当ないじめによってコストを抑え利益を生むビジネスは、まったく評価できない。そう考え、私は摘発を強化し、また、平成21年の独禁法改正においては課徴金の対象ともなった。

この優越的地位の濫用は、消費税が増税される今後において拡大が懸念される。つまり、力関係により下請け業者等が増税分を価格転嫁できない恐れがある。公取委は、消費税の転嫁状況をしっかりと監視していかななくてはならないだろう。

残された今後の課題としては、審判制度の廃止問題がある。平成17年改正により事前審判制から事後審判制となったが、経済界からは公取委が検察官と裁判官を兼ねている審判制度そのものが不合理なものであるため廃止すべき

であるとの声があった。その折、民主党は審判制度の廃止を政策に盛り込んだ上で政権を奪取し、国会に改正案を提出したが、いまなお決着を見ない。

また、個人的な見解ではあるが、欧州で導入されているような裁量型の課徴金が検討されてよいのではないかと考えている。公取委の調査に協力する企業は課徴金額を軽減し、隠そうとする企業は加算するものだ。現在の画一的な制度から、個別のケースに応じて裁量の幅を持たせるメリットは大きいと、実務の経験上感じている。

将来的には、独禁法をシンプルで分かりやすいものとし、国民により関心を持ってもらえる法とすることが望ましい。そのことが、抑止力の強化にもつながる。同時に、ビジネスのグローバル化に合わせ、各国規制当局との協力関係、とりわけアジアとの協力関係がより深まっていくことに期待したい。

独禁法の遵守が長期的には有利であり、企業のためにも業界のためにも利益になる。そうした認識が広まるようわれわれも努めていきたい。



質疑応答

Q 韓国企業の不当廉売の可能性について指摘があったが、輸出企業においては「もうけられる国」と「もうけられない国」があるのが常だ。不当廉売か否かの判断基準を詳しく伺いたい。

A 事例の詳細を断定的には言えないが、韓国企業のように国内利潤と国外利潤の差があれば明確だと、国内より安価に製品を売らない限り難しいのではないかと感じる。為替の問題だけでは説明できないだろう。価格支配力のある国内市場に対する態度と、国外市場に対する態度が異なるのではないかと評価せざるを得ない。欧州などでも産業政策上、「ナショナル・チャンピオンを作るべき」という議論があるが、

われわれとしてはそれを安易に肯定すべきではないと考えている。

Q 先日のビールの不当廉売事件について、公正取引委員会はどのような考えで対処したのか。

A その事件は、卸売業者がコスト割れで特定の酒類小売業者に納品していたものであったことから警告したものである。その原因の一つに、メーカーがリベートを削減し、卸売業者の利益が減ったが、その相当額を特定の酒類小売業者への納入価格に反映できなかったことがあった。そこで、警告の際に、メーカーおよび小売業者にもしっかりと協議をすることを要請した。

Q 自由で公正な取引が重要であると

いう際、その前提ともいべき競争条件の公正さについてはどのように考えているか。

A 競争法の世界には「レベル・プレイング・フィールド」という概念がある。同じ仕事をする場合は同じ土俵で行うべきだというもので、競争条件の公正さはやはり重要であると考え。そのため、個別企業に対する公的救済は原則認められず、EUなどは欧州委員会が国家補助の妥当性を判断する権限を有している。しかし残念ながら、日本の公取委にはそのような権限はない。各省庁には国家補助を行う際、競争に与える影響を慎重に検討していただきたい。